

「南信州民俗芸能パートナー企業制度」実施要綱

（目的）

第1条 南信州民俗芸能パートナー企業制度は、飯田・下伊那地域（以下「南信州」という。）において、民俗芸能を継承するための各種取組に対し企業等の積極的参加を促進し、官民協働による民俗芸能の継承を支援する仕組みを構築することにより、南信州の民俗芸能を確実に未来へ継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱で継承の対象とする民俗芸能は、原則として国、長野県（以下「県」という。）及び市町村が指定又は選択する無形の民俗文化財とする。

2 この要綱で「企業等」とは、南信州の民俗芸能の真価とその継承に理解ある企業、法人及び団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

（企業等の登録）

第3条 県は、南信州民俗芸能継承推進協議会、個別地区の民俗芸能実施団体、その関連団体及び市町村等（以下、「協議会等」という。）が推進する民俗芸能継承のための各種取組に協力し、これを支援する企業等を南信州民俗芸能パートナー企業（以下「パートナー企業」という。）として登録し、当該企業等に対しパートナー企業登録証を交付する。

2 前項の登録を受けようとする企業等は、南信州広域連合（以下、「広域連合」という。）との間に「南信州の民俗芸能継承活動支援に関する協定」（以下「協定」という。）を締結するものとする。

3 県は、広域連合とパートナー企業との協定が満了、取消などにより効力を失ったときは、当該パートナー企業の登録を取り消すものとする。

（パートナー企業の役割）

第4条 パートナー企業は、従業員がその居住地、出身地、血縁者の居住地等で実施される民俗芸能に参加することを奨励し、そのための休暇取得を促進するものとする。

2 パートナー企業は、広域連合からの情報提供、支援の要請に基づき協議会等が行う民俗芸能を継承するための各種取組に協力し、支援活動を行うと共に、

これら団体との交流を積極的に推進するものとする。

- 3 パートナー企業は、前2項に掲げる活動のほか、民俗芸能の継承を推進するため、積極的に独自の取組を実践するものとする。
- 4 パートナー企業は、当該登録の事実を自らの広告等に活用することができるものとする。

(広域連合の役割)

第5条 広域連合は、協定に基づき、協議会等が行う民俗芸能を継承するための各種取組の情報や要望等を集約の上、パートナー企業に提供し、必要な支援を要請するものとする。

- 2 広域連合は、パートナー企業が行う協議会等への支援にあたって必要な調整を行うと共に、パートナー企業とこれら団体との交流の促進を図る。

(県の役割)

第6条 県は、企業等と広域連合との協定の締結にあたり、調整、仲介するとともに、立会人を務める。

- 2 県は、パートナー企業をホームページ等で広く周知する。
- 3 県は、パートナー企業及び広域連合と連携し、各種取組の推進を図る。

(所掌)

第7条 この要綱に関する事務は、南信州地域振興局リニア活用・企画振興課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日に施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。